

羽生交通安全だより

令和5年11月号
羽生警察署
交通課

きらめき3H(トリプルエイチ)運動を推進しましょう

1 早めのライト点灯

交通事故は、夕暮れ時から夜間の時間帯に多く発生する傾向があります。夕暮れ時は、早めのライト点灯を心掛けましょう。そして、夕暮れ時の視認性を確保して、歩行者等をいち早く発見するとともに、車両の存在を周囲に早めに知らせて、交通事故を防止しましょう。



2 反射材の着用

夕暮れ時や夜間の外出時には、反射材を身に付け、明るく目立つ色の衣服を着用するようにし、自分を目立たせましょう。反射材を着用している歩行者は着用していない歩行者よりも、2倍以上手前で発見できると言われています。反射材着用で自分の命を守りましょう。



3 歩行者保護

横断歩道は、歩行者が優先です。車は横断歩道を渡ろうとしている歩行者の通行を妨げないように、一時停止をしなければいけません。歩行者等がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止できるような速度で進行しましょう。



車と歩行者の人身事故が発生！

10月中、管内の交差点内において横断歩道を横断中の歩行者と車が衝突するという人身交通事故が複数件発生しています。

横断歩道は歩行者優先であり、横断歩道を渡る歩行者や渡ろうとする歩行者がいる際には、車両は必ず横断歩道手前で一時停止をし、歩行者に道を譲らなければなりません。

ドライバーは、交差点内を進行する際には、横断歩道に歩行者がいるかもしれないという危険を予測した運転を心掛けましょう。

自転車ヘルメットを着用しましょう

今年4月1日から、全年齢に対する自転車用ヘルメットの着用が義務化され、半年経ちましたが、管内の大多数者が未着用の状況です。

令和4年中、埼玉県内において発生した自転車死亡者の7割が頭部に致命傷を負っていることが検証されています。

ヘルメットを被り頭部を衝撃から守りましょう。

羽生署管内交通事故発生状況

R5. 1/1~10/23

	人身事故			物件事故
	件数	死者数	傷者数	
本年	119	0	156	1039
前年比	+20	0	+30	+79
増減率	20.2%	0%	23.8%	8.1%

人身・物件事故とも増加中です ※ 暫定数値

羽生警察署管内交通死亡事故ゼロを継続中

当署管内では、羽生市や交通安全協力団体のご協力もあり、令和3年7月31日以降交通死亡事故は発生しておりません。管内の交通死亡事故ゼロ日数が800日を達成することができました。

今後も市民と羽生市を訪れる方の尊い命を守るため、ドライバーは、安全運転を心掛けましょう。

「KEEP38プロジェクト」推進中!!

道交法38条「歩行者優先義務」を守り模範運転を心掛けよう

